

令和 8 年 2 月 10 日

医 務 課

新たな地域医療構想について

I 現行の地域医療構想について

地域医療構想については、医療法が改正され、平成 27 年度から、医療計画の一部として位置付けられ、本県においては、平成 29 年度に策定した。

現行の地域医療構想においては、いわゆる団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年の医療需要を踏まえた病床数の必要量を定めた上で、病床機能報告、地域医療構想調整会議における協議等を通じて、病床の機能分化・連携の取組が進められてきた。

地域医療構想の全国的な評価は、病床機能報告上の病床数について、2015 年から 2024 年にかけて、125.1 万床から 117.8 万床になり進捗が認められた。

本県においても、14,058 床から 11,749 床になり、機能別の病床数をみると、急性期と慢性期が減少し、回復期が増加するなど取組の成果が認められた。

II 新たな地域医療構想について

(1) 基本的な考え方

85 歳以上の高齢者の増加や人口減少が更に進む 2040 年頃を見据え、現行の地域医療構想の評価と課題等も踏まえ、病床の機能分化・連携だけでなく、外来医療・在宅医療、介護との連携、人材確保等も含めたあるべき医療提供体制の実現に資するよう、新たな地域医療構想を策定・推進する。

(2) 新たな地域医療構想の位置付け

新たな地域医療構想は、医療計画の上位概念として位置付け、医療計画については、その実行計画として、医療提供体制の確保に向けた取組について中長期的な需要等を踏まえて計画的に進める。

(3) 新たな地域医療構想の主な内容

① 病床機能（見直し）

これまでの「回復期機能」について、その内容に「高齢者等の急性期患者への医療提供機能」を追加し、「包括期機能」として位置づけ

② 医療機関機能報告（新規）

医療機関から県に対して医療機関機能（※）を報告する仕組みの創設

※構想区域ごとに確保すべき医療機関機能（高齢者救急・地域急性期機能、在宅医療等連携機能、急性期拠点機能、専門等機能）、広域的な観点で確保すべき医療機能

③ 構想区域・協議の場

必要に応じて広域的な観点での区域や在宅医療等のより狭い区域で協議議題に応じ関係者が 参画し効率的・実効的に協議

（４）国・都道府県・市町村の役割

①国 ガイドラインの策定、データ提供、研修等の支援等の実施

②県 データ分析、地域医療構想調整会議等での議論の調整、調整会議で調った事項の実施に努める

③市町村 地域医療構想調整会議への参画

※新たな地域医療構想においては、新たに在宅医療、介護との連携等が対象に追加される中で、在宅医療・介護連携推進事業を実施し、介護保険事業を運営している市町村の役割が重要

（５）新たな地域医療構想における精神医療の位置付け

精神医療を新たな地域医療構想に位置付けることとする（令和9年度以降）

Ⅲ 地域医療構想の今後の進め方について

（１）国の考え方

①2025（令和7）年度に国で新たな地域医療構想の策定・推進に関するガイドラインを検討・作成

都道府県において、医療機関からの報告データ等を踏まえながら、

②2026（令和8）年度に地域の医療提供体制全体の方向性、必要病床数の推計等を検討・策定

③2027（令和9）年度から2028（令和10）年度までに医療機関機能に着目した地域の医療機関の連携・再編・集約化の協議等を行う。

このため、現行の地域医療構想の取組について、2026（令和8）年度も継続することとし、新たな地域医療構想については、2027（令和9）年度から順次取組を開始する

（2）県の対応（令和8年度の進め方）

- ・県では、上記考え方を踏まえながら、令和8年度は医療圏ごとに地域医療推進対策協議会各疾病事業部会の開催、地域医療構想調整会議を開催し、疾病ごとの区域の点検、疾病ごとの医療提供体制の方向性について協議を進め、「地域の医療提供体制全体（入院医療、外来医療・在宅医療、介護との連携、人材確保等）の将来ビジョン・方向性」の構築を目指す。
- ・必要病床数については、国が示す算定式を基に算出する。この結果を十分に踏まえ、協議を進めていく。

IV 令和8年度のスケジュール（案）

R 8. 4～8 各圏域部会の実施

- ・疾病・事業・在宅医療ごとの区域の点検の協議
- ・疾病・事業・在宅医療ごとの医療提供体制の方向性の協議

R 8. 9～10 第1回地域医療構想調整会議

- ・構想区域の見直しに係る協議
- ・圏域ごとの医療提供体制の方向性
- ・必要病床数の推計

R 8. 12 第1回医療審議会及び医療対策協議会及び地域医療構想部会実施

- ・地域の医療提供体制全体の将来ビジョン・方向性
- ・必要病床数の推計
の素案提示

R 9. 1～2 パブリックコメント実施

R 9. 2～3 第2回地域医療構想調整会議

- ・パブリックコメントの報告

R 9. 3頃 第2回医療審議会及び医療対策協議会及び地域医療構想部会実施

- ・地域の医療提供体制全体の将来ビジョン・方向性
- ・必要病床数の推計
の諮問・答申

V 策定に係る組織（案）

ワーキンググループ（WG）等を設置、あるいは、既存の会議を活用・連携しながら、具体的な検討を行い、医療審議会及び医療対策協議会での協議、医療審議会の諮問・答申を経て、施行する。

